

# 会 議 録

会議の名称	平成25年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成26年1月30日（木） 午後6時00分～午後7時53分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成25年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成25年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

- 1 日 時 平成26年1月30日(木)午後6時00分～午後7時53分
- 2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室
- 3 内 容

- (1) 平成25年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について
- (2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①消防団運營業務 ②防犯カメラシステムの運用業務 ③東小金井事業創造動センター施設管理運營業務 ④介護保険居宅介護事業運營業務 ⑤緊急短期入院支援事業業務 ⑥東京都風致地区条例第3条許可業務 ⑦小金井市民交流センター管理運營業務変更届 ⑧年金相談業務廃止届 ⑨労働相談業務廃止届 ⑩こども特派員関係業務廃止届 ⑪市民まつり開催業務廃止届 ⑫財務会計処理業務廃止届 ⑬公害監視委員会委員推せん業務廃止届 ⑭児童手当・特例給付の支給業務廃止届

- (3) 諮問事項

諮問第16号 東小金井事業創造センター防犯カメラシステムの本人以外収集について

諮問第17号 消防団員緊急連絡システムについて

諮問第18号 小金井市民交流センターチケット販売システムについて

諮問第19号 消防団員緊急連絡システムへのオンライン接続について

諮問第20号 小金井市民交流センターチケット販売システムのオンライン接続について

諮問第21号 消防団員緊急連絡システム運用委託について

諮問第22号 ベンチャー・SOHO事務所開設準備等委託について

諮問第23号 小金井市地球温暖化対策地域推進計画改定支援委託について

諮問第24号 障害者総合支援・介護保険一拠点集約化システム業務委託について

諮問第25号 小金井市高齢者緊急短期入院支援事業委託について

諮問第26号 小金井市貫井北センター事業運営委託について

- (4) その他

ア 次回の日程について

#### 4 出席者

##### 【委員】

松 行 康 夫	植 草 康 仁	仮 野 忠 男
亀 山 久美子	篠 崎 潔	嶋 田 一 男
多 田 岳 人	土 屋 義 弘	望 月 皓
渡 瀬 浩 一		

##### 【市側】

河野総務部長

大澤危機管理担当部長

<地域安全課>

佐々井防災消防係長

<経済課>

當麻経済課長

田嶋産業振興係長

大久保産業振興係主事

<介護福祉課>

高橋介護福祉課長

高橋介護福祉課長補佐

本木包括支援係長

森谷介護福祉係主任

宮嶋包括支援係主任

萩包括支援係主事

<都市計画課>

西川都市計画課長

林都市計画課長補佐

山下都市計画課副主査

<コミュニティ文化課>

平岡コミュニティ文化課長

岡崎文化推進係主事

<広報秘書課>

藤本広報秘書課長

小林広報係長

吉田広聴係長

<市民課>

阿部市民課長

吉田市民課長補佐

<環境政策課>

石原環境政策課長

荻原環境政策課副主査

<子育て支援課>

高橋子育て支援課長

伊藤手当助成係長

<自立生活支援課>

堀池自立生活支援課長

吉本自立生活支援課主査

高橋障害福祉係主事

<図書館>

上石図書館長補佐

西村奉仕係長

<公民館>

大関公民館長

山崎庶務係長

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

伏見総務課長

白鳥情報公開係長

石川情報公開係主事

**【傍聴者】**

0名

**【会 長】**

ただいまから、平成25年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

それでは、まず「平成25年度第3回情報公開・個人情報保護審議会議事録の確認について」を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、本日、植草委員より訂正箇所資料を配付しておりますが、その他の訂正はございますか。

訂正等ないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

**【総務部長】**

皆さん、こんばんは。本日、市長が公務により欠席しておりますので、私のほうで代理させていただきます。

初めに報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回、御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが17件、届出変更に関するものが1件、届出廃止に関するものが26件になります。

次に諮問事項につきまして、今回、諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく「東小金井事業創造センター防犯カメラシステムの本人以外収集について」、個人情報保護条例第14条に基づく「消防団員緊急連絡システムについて」、「小金井市民交流センターチケット販売システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「消防団員緊急連絡システムへのオンライン接続について」、「小金井市民交流センターチケット販売システムのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27号に基づく「消防団員緊急連絡システム運用委託について」、「ベンチャー・SOHO事務所開設準備等委託について」、「小金井市地球温暖化対策地域推進計画改定支援委託について」、「障害者総合支援・介護保険一拠点集約化システム業務委託について」、「小金井市高齢者緊急短期入院支援事業委託について」、「小金井市貫井北センター事業運営委託について」の合計11件となっております。

細部につきましては事務局から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

**【会 長】**

承りました。

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見もしくは御質問を受け、それに対する説明を事務局又は各担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は開始17件、廃止26件、変更1件でございます。

1ページの部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページから4ページはその内訳で備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては諮問事項と関連するものですので、その説明の際に合わせて報告させていただきます。

今回、届出及び諮問事項も大変多くなっております。なるべく簡潔な説明に心がけますが、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、6ページをお開きください。届出番号27-92「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書兼請求書（受領委任払い用）」から、7ページ、届出番号27-95「委任状（住宅改修）」までの4件です。様式類集につきましては、20ページから23ページに載せております。介護福祉課の案件です。一括して説明させていただきます。

保有届にお戻りいただいて、18ページから20ページに資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

介護保険特定福祉用具販売及び住宅改修費の支給につきましては、従来、利用者がサービス費用の全額を事業者を支払った後、市に申請して、市が利用者に対して支払う「償還払い方式」をしておりましたが、サービス費用を支払えない低所得者等があり、利用者の希望に応じて市が直接事業者へサービス費用を支払う「受領委任払い方式」とすることから、各様式を届出るものでございます。

個人情報の内容の詳細につきましては、各届出番号の個人情報の内容欄を御覧下さい。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

7ページ、届出番号22-94「風致地区内建築物許可申請書」から、10ページ、届出番号22-102「受付簿」までの計9件になります。様式類集につきましては、25ページから33ページに書式を載せてございます。都市計画課の案件です。一括して説明させていただきます。

保有届の21ページに資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

小金井市域の玉川上水の茜屋橋西側（新小金井街道）から新小金井橋（緑中央通り）の間の玉川上水の中心から南北におおむね50メートルが第二種風致地区の区域に指定され、自然的な景観を維持するため、都市計画法で行為制限がかけられており、今までは東京都を許可権限者としておりましたが、平成26年4月1日に施行される改正後の東京都風致地区条例では、許可行為が必要な区域が存在する市長が許可することに変更されるため、市は業務に係る新しい様式を保有することから届出るものです。

個人情報の内容の詳細につきましては、各届出番号の個人情報の内容欄を御覧下さい。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に11ページ、届出番号02-19「相談票」から、12ページ、届出番号02-84「小金井なかよし市民まつり部門役員名簿」までの5件の廃止届になります。広報秘書課の案件です。

業務上必要がなくなったことによる廃止届になります。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

**【土屋委員】**

この廃止、業務廃止の年月日が平成7年等になっているのですが、それが今回廃止で出てきたというのは、今まで廃止せずにいたから、廃止届を出したということなのではないでしょうか。業務が平成7年ごろに廃止されて、わざわざここでまた

廃止届が出てきた。その理由はあるのでしょうか。

【広報秘書課長】

この事業につきましては、本来であれば、業務廃止の年月日に伴い適切な時期に廃止届を審議会に出さなければならなかったのですが、そちらのほうを失念していたことがここでわかりまして、今回提出するものです。適切な時期に本来でしたら出さなければいけなかったものでございます。

【会 長】

よろしいでしょうか。

【土屋委員】

はい。

【会 長】

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

同じく12ページ、届出番号09-4「「委託窓口」委託料支払伝票」廃止届になります。市民課の案件です。

委託事業を廃止することによる廃止届になります。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次に13ページ、届出番号12-33「東京都公害監視委員会委員推せん書」から届出番号12-35「東京都公害監視委員会委員経歴書」までの3件の廃止届になります。環境政策課の案件です。

当該事業が終了し、保存年限を経過したことによる廃止届になります。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】



次に14ページ、届出番号14-21「児童手当・特例給付受付簿」から14-37「児童手当・特例給付索引簿」までの廃止届になります。子育て支援課の案件です。

17ページの別紙を御覧下さい。こちらも事業の廃止に伴う廃止届になります。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、諮問に移らせていただきたいと思います。

1ページです。諮問第16号「東小金井事業創造センター防犯カメラシステムの本人以外収集について」、及び20ページ、諮問第22号「ベンチャー・SOHO事務所開設準備等委託について」、関連しておりますので一括して説明いたします。経済課の案件です。

防犯カメラシステムについては諮問の2ページから、ベンチャー・SOHO事務所開設準備等委託につきましては、22ページから資料をつけておりますので、御覧下さい。

市は平成26年4月、東小金井駅から東へ約300メートルの高架下の位置に、SOHO・インキュベーション施設「東小金井事業創造センター」を開設準備中です。

本施設は、起業家の育成及び市内定着支援により、高付加価値型の企業集積を促進し、地域に根ざした産業振興を図ることを目的として、市内創業予定者、創業後5年以内の方、農工大・多摩ベンチャーポートを退去後1年以内の方等を対象に施設に入居していただき、各種事業家サポートや育成プログラム等を展開していくことを予定しております。

施設の利用に当たっては、小金井市個人情報保護条例第3条第1号の個人情報の定義においては、事業を営む個人の当該事業に係る情報を除くとしておりますが、事業の性質上、起業前の個人情報や個人の身分証明書の写し等の個人情報を含む申請書等を提出してもらう必要があります。また、施設の管理運営については「ベンチャー・SOHO事務所開設準備委託」として業務委託で実施するため、入居希望者や入居者の利用申請受付に関する業務、申請書等保管業務、あわせて防犯カメラシステムを導入し、その管理業務は委託業者が実施することとなり、当該

業務に係る個人情報を委託業者が取り扱うこととなることから、条例第11条による本人以外収集、また条例第27条により諮問するものでございます。

個人情報の内容は各諮問の個人情報の記録項目になります。

恐れ入ります、保有届にお戻り下さい。

保有届の5ページ、届出番号14-172「東小金井事業創造センター防犯カメラシステム」から、届出番号14-173「東小金井事業創造センター利用申請書一式」になります。

様式類集につきましては、1ページから19ページに書式を載せてございます。

個人情報の内容の詳細につきましては諮問と同様となります。

**【会長】**

御質問、御意見ございますか。

**【亀山委員】**

防犯カメラを設置する必要性と、防犯カメラを設置したときに委託をして、30日保管をされるようになっていました。委託業者の方たちをチェックするのはどなたがチェックをされるのか。また破棄の方法について。それから、そこにおいて別室で管理をして、それを24時間体制で見ているのか。また、そのときに何か事件が起きたら、それも対応されていくのか。どのような形態でチェックと対応等をなさるのか、教えていただきたい。

**【産業振興係長】**

必要性についてですが、今回、この施設は建物がありまして、カメラを設置する部分に関しては24時間入居者の方が利用できることになっているのですが、管理人は午前10時から午後6時までしかおりません。管理人不在の際に何かがあった場合、対応するために監視カメラの設置を考えてございます。

30日間で消去される場所はチェックするかですが、こちらは監視カメラのデータの保存が30日間たつと、その上に自動的に上書きされていくようになってございますので、特にチェックしなくても画像は消えていくというふうに考えてございます。

あと、24時間見るかにつきましてはですが、管理室にあるので見ることは可能ですが、基本的には何かがあった際に事後的にチェックすることを想定してございます。

**【亀山委員】**

事後的ということなのですね。

**【産業振興係長】**

基本には。

**【亀山委員】**

ありがとうございました。

**【植草委員】**

関連いたしますが、この運用に関する要綱をつくられたということで、この設置の要件とかは今後増えていくと思うのです。そういう意味では、このガイドラインをきちっとしておくという事は良いことだと思います。

その中身について幾つか質問したいのですが、第5条第3項の最後に「必要な措置を講ずる」と記載されていますけれども、この「必要な措置」というのは具体的にどのようなことを考えられているのかということが1つ。

それと、第7条第3項「防犯カメラシステムの操作及び保守点検等は、原則として設置場所において行う」で、ただし書きがあるのですけれども、この「原則として」とつけられている理由。ただし書きがある中で、この「原則として」というのはどういう意味があるのかというところですね。

それともう一つ、第8条第2項の映像の保管期間は30日間という話ですが、ここで言っている「保管」というのと、第8条第5項に、「管理責任者及び取扱責任者は、記録媒体を保管する場合には、施錠ができる収納庫等に保管するなど盗難及び紛失の防止を図らなければならない」と記載されているのですけれども、2項の「保管」と5項の「保管」は同じ意味で使われているのか、それとも前者は映像の保存期間という意味で「保管」という言葉を使っているのか、その辺がわかりません。

あと、第9条で「協定書、契約書等にその旨を記載する」ということで終わっていますけれども、その該当者の中に第7条に出てくる「保守点検等従事者」という言葉を入れなくていいのか。具体的に言えば、最後の文言で「当該受託者に遵守させるため」になっていますけれども、そこの後を見ても、例えば「当該受託者並びに保守点検等従事者に遵守させるため」というのが必要ではないのかと思ったのですが、その辺をお教えいただければと思います。

**【会 長】**

植草委員から3つの質問と、最後はご意見かと思いますが、この4項目の内容について担当課からご説明をいただきたいと思います。

**【産業振興係長】**

まず、第5条第3項の「必要な措置」につきましては、情報を取り扱う関係する者について確認、取り扱いの手順等々しっかり周知して、間違いがないようにといったことをやりたいと考えてございます。

設置場所の原則についてですが、こちらは据えつけておりますので、基本的にはそこで見える形になってくるのですが、例えば犯罪の捜査があったときとか、警察に提供しなければいけないとか、そういった事態があったときには別の場所で再生することもあるかと思っておりますので、そういったことを想定してございます。

保管期間につきましては、前者につきましてはデータを記録している期間のことで、後者につきましては物理的な保管についてのことでございます。

基本的に保守点検従事者を入れるか入れないかという話ですが、委員のおっしゃるとおりかと思っておりますので、入れる方向で検討したいと考えてございます。

**【植草委員】**

お答えいただいた1つ目ですが、「必要な措置」というところは具体的には個人情報なり、そういったものを扱う人に対しての教育をしたり、誓約書をいただいたりとか、そういう話でしょうか。

**【会長】**

それでは、担当課、ただいまの追加の説明をお願いします。

**【産業振興係長】**

誓約書等につきましては契約書のほうに書いてございますので、必要な教育とございますか、取り扱いについて、例えば機器の使い方も含めて、個人情報取り扱いの基準ですとか、市の条例があることとか、そういった個人情報について厳重に取り扱う必要があることについて知らせるということを想定してございます。

**【植草委員】**

わかりました。

**【篠崎委員】**

3ページの第8条の3号と4号なのですが、最後のほうに「認められる場合」と両方ともあるのですが、この「認める」というのは誰が認めるのでしょうか。

**【産業振興係長】**

第8条に出てきました「管理責任者及び取扱責任者」を想定してございます。

**【篠崎委員】**

そうすると、管理責任者及び取扱責任者の人の恣意的な裁量によって、認めたり認めなかったりという可能性が出てくるのではないかと思ったのです。そのた

めのマニュアルみたいなものとか、教育とか、この場合はいいとか、そういったことは何か考えているのでしょうか。

**【産業振興係長】**

恣意的なところはないように十分注意するといったところで考えてございます。今のところ、特にマニュアル等は作成してございません。

**【篠崎委員】**

このところは大事なのではないかと思ったのです。個人の情報がここで変に漏れてはいけないのではないかと思ったのですが、どうでしょうか。これはそういうふうに個人的な管理責任者に全面的に守ってもらうということをお願いしていいのでしょうか。

**【会 長】**

総務部長、よろしく申し上げます。

**【総務部長】**

個人情報保護条例のほうにも本人以外の者から収集できる場合とか、外部提供する場合は生命、身体に重大な危険がある場合という規定がございますし、犯罪捜査の場合には警察のほうから書類等も提示を受けた上でという事務手続を行っておりますので、恣意性は介在する余地がない運用をしているというところでご理解をお願いできればと思います。

**【仮野委員】**

今の管理責任者は経済課長なのですか。

**【産業振興係長】**

第4条第2項に規定されているとおり、経済課長でございます。

**【仮野委員】**

それから、取扱責任者は誰になりますか。

**【産業振興係長】**

「経済課に所属する職員又は委託している場合は、当該指定管理者の職員又は受託業者の職員の中から取扱責任者を管理責任者が指定すること」となっております。

**【仮野委員】**

具体的には誰になるのですか。

**【産業振興係長】**

現時点では特に決まってはいませんが、通常、市の職員でしたら、私、産業振

興係長がなるのではないかと想定してございます。委託業者につきましては、委託業者がどういう人員を配置するかははっきりわからないのですが、今回、管理するところの責任者がなることを想定してございます。

**【仮野委員】**

管理責任者たる経済課長及び取扱責任者になる予定の人たちは、今の質問にあった第三者などに提供する場合に必要と認められる場合は提供できることになっています。この人たちが運用の仕方や個人情報の保護について書かれた第5条1項、2項、3項、4項まで、これをしっかり守って、慎重に対応していただくということを明快にしていただければ問題ないと思うのですが、その辺の決意表明をしていただかないと、説明をうけてもよくわからないと思います。

**【産業振興係長】**

先ほど必要な措置を講じるというところでもご答弁差し上げたとおおり、そのあたりはしっかりやっていくつもりでこの要綱を制定してございますので、決意表明といえますか、そのように扱う所存でございます。

**【会 長】**

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に諮問の5ページでございます。諮問第17号「消防団員緊急連絡システム」、8ページ、諮問第19号「消防団員緊急連絡システムへのオンライン接続について」、及び14ページ、諮問第21号「消防団員緊急連絡システム運用委託について」、関連しておりますので一括して説明いたします。地域安全課の案件です。

15ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

小金井市では、火災等の災害が発生した際に、小金井消防署から小金井市消防団員及び防災担当職員等に対して緊急連絡を行うシステムを導入しております。

現在は、消防団員等に貸与したポケットベルに対して緊急連絡を行っておりますが、ポケットベルの保守管理の難しさ等の解消すべき問題が多くあり、情報の緊急性・重要性に鑑み、近隣市の多くが既に導入を行っている消防団員等の所持する携帯電話に対して緊急連絡を行うシステムを導入したいことから、条例第14条によるシステム、条例第15条によるオンライン接続、及び条例第27条により諮問するものでございます。

個人情報の内容は、各諮問の個人情報の記録項目になっております。

恐れ入ります、保有届にお戻り下さい。5ページ、届出番号29-36「消防団員緊急連絡システム」になります。

個人情報の内容につきましては、諮問の5ページ、諮問第17号の個人情報の記録項目と同様となります。

**【亀山委員】**

これは消防団員の方がこのシステムになることに了解されたということで、諮問されているのでしょうか。それとポケットベルというのは廃止されてしまうということになるのでしょうか。

**【防災消防係長】**

消防団員の要望をもとに、また了解のもとに進めさせていただいているところでございます。

**【亀山委員】**

ポケットベルは廃止されるのですか。

**【防災消防係長】**

運用を開始した後、速やかに廃止するという進めております。

**【亀山委員】**

ポケットベルというのは案外コアの部分で役に立つというか、何かあったときはそれが頼りになることもあったかなと思ったので、併用されるのかなと思いつつ聞いてみました。わかりました。ありがとうございます。

**【土屋委員】**

これは他の諮問にも関係するのですけれども、人数が少ない中で色々な要望をやろうとすると、どうしても委託業者を介して作業をするということが多くなろうと思うのですけれども、この消防の関係も委託業者を介して連絡するというところで、我々素人だと、消防署から直接団員に行くようなシステムのほうが、早いのではないかと思うのです。そうじゃなくて、これを入れたほうが緊急に連絡もしやすいしというようなことになるのかどうかを教えてください。

もう一つは、これは他の諮問にも関係するのですけれども、個人情報の記録項目を見ていて、例えば消防団員の氏名、所属、階級、電話番号、メールアドレス、ファックス番号、こんなに情報が必要なのか。連絡するだけであれば、名前と電話番号、メールアドレスぐらいだけでいいのではないかと。要するに委託業者に委託するのであれば、そこからいろいろな情報が流れていくということを考えれ

ば、できるだけ必要最小限の情報にしたほうがいいのではないかとというのが私の意見です。

それからもう一つ、これは他の諮問のところ、例えば次のところに出てくる市民交流センターのチケット販売でも、ものすごく個人情報の記録項目というのが要求されているのですが、こんなものは名前と電話番号と、それから会員であれば番号だけでいいとか、この辺の情報は本当に最小限必要でいいと思うのです。そこへ委託業者が入ってくるということで、若干の心配があるので質問させていただきました。

**【会長】**

土屋委員から、かなり細かいところまで質問がございました。担当課から説明をお願いします。

**【防災消防係長】**

まず1点目の直接消防署のほうから連絡したほうが早いのではないかとということでございます。

まず、このシステムを介することによって、あらかじめ各団員の連絡先を登録していることによって、1回の操作でまとまってすぐに連絡することができるという観点から、こちらのシステムを導入させていただいております。今、ポケットベルに関しましても、基本的には動作は1回の操作で行えるということで、同じようなシステムを消防署のほうにも導入させていただいて、消防署から火災発生とともに送らせていただいているということでございます。

**【土屋委員】**

実際、私も火災なり何か緊急なことが起きたときに、今現状どうされている、それをこういうふうに変えるのだというのがしっかり理解できてないものですから、よくわからない面もあります。このシステムにされれば1秒でも2秒でも速くなる、かつ正確に迅速にというのであれば、それでいいと思うのです。

**【仮野委員】**

そういう答え、説明が欲しいですね。

**【土屋委員】**

今までだったら、発生してから現場にかかるまで連絡事項で3分間かかっていました。それが2分になります。10分が5分になりますでもいいのですけど。

私の心配としては、こういう委託業者を入れることによってかえってそこでのいろいろな手続があり、迷ったり、パソコンに入れるのを間違えたりして混乱しな



いかなということと、それは近隣のところでこんなにきちっとできていますと。今まで現場に駆けつけるのに10分かかるのに、これを入れたことにより平均5分になりますという話をやっているのかどうかということと、それからそんなにいろいろな個人情報を入れなくても、それこそ消防団員A、B、C、それでさつと連絡がいくのではないか。その2点だけです。

**【会 長】**

こういう公共システムを構築する場合には、全てそうだと思うのですが、効率が上がるというイフィシェンシーの問題と、かつそれを受益する人がいかに有効的に効果を享受できるかという、この2点の効率性と有効性、その説明が常に欲しいというお気持ちのもとに、非常に詳細なご意見とご質問がございました。

**【土屋委員】**

これがだめとか何とかという話はいいので。

**【会 長】**

土屋委員のご意見はかなり反映したと思いますので、次のお待ちの委員から発言を求めます。

**【渡瀬委員】**

オンラインを実際に使われるのは、小金井消防署と市役所本庁1階の統計資料室内にパソコンが設置されている。それを使うと。これは防災係とか、そういうところがお使いになるのだらうと思うのですが、実際にこれは消防団員に連絡する場合に、消防団というのは幾つかの分団に分かれています。そうすると、一斉に全部の分団に連絡するのか、限られたところに連絡するのか、その辺のところをどう考えたらいいのですか。

**【防災消防係長】**

火災につきましては防災担当の職員を含めまして全団員に一斉に連絡いたします。

**【渡瀬委員】**

そうすると、所属の分団というのは、そういうための情報ではないということですね。一斉に流すということはなくてもいいということですか。

**【危機管理担当部長】**

まず、基本的に、以前消防団員につきましては受令機というものを耳元に置いて、それを聞いて活動していた。また、詰所にサイレンがありまして、そのサイレンを聞いて消防団員は参集していたということでございます。

それで、小金井市におきましては、平成16年度にポケットベルにするか、携帯電話にするか。既にその当時から、他市では携帯電話で対応していたところでもございました。それにつきましてどちらのほうがいいのかというところを検討した結果、まだその当時、携帯電話を持ってない団員がいらっしゃるという関係からポケベルを導入させていただいて9年近くになり、今、ポケベルを使っているのは小金井市だけという近隣の状況でございます。

通常、団員の方は、自分の携帯とポケベル2つ持っているという形でございます。また、最近、ポケベルのほうも入りが少し悪いというところから、現在、携帯が普及されているという観点から、今度ポケベルから携帯にさせていただく形になります。

今回、これにつきましては火災の情報であったり、また当然こちらのほうから、事務連絡の情報の内容をメールで送ったりするケースもございますので、そういった観点から、今回、氏名、また関係団体それぞれの状況に応じて、こちらから一斉に発信できるパソコンのシステムが含まれているというところがございます。その旨でご理解願います。

**【会長】**

よろしいですか。

**【望月委員】**

確認させていただきたいのですが、このシステムではメールということで、音声ではないということですね。今までは、どちらかというところ今のお話では音声的にサイレンであるとか、ポケットベルであるとかいうことで緊急時を知らせたと思うのですが、メールというのはそれぞれの電話を持っている方の対応によって違うかもわかりませんが、いろいろなことに使われていて、メールが来たときにすぐ反応できるのかどうかちょっと気になる。

それから緊急な場合、パスワードを入れないと出てこないということで、なれば問題もすぐ解決するのだろうと思うのですが、実際に音声で今まできたのとはタイムラグといいますか、すぐに対応できるのかどうか、その辺がわかれば教えていただきたいと思います。

**【防災消防係長】**

団員のメールの受信に関しましては、団員個人の携帯端末になりますので、そこはシステム導入時に一定注意喚起をしっかりとしていきたいと思っております。システムの起動のパスワードの関係でご質問いただいたかと思うのですが、こ

ちらに関しては一定運用して慣れれば、問題ないと考えているところです。

#### 【仮野委員】

この携帯電話は消防団員個人所有のものです。それとも消防団側から支給されるものですか。というのは、個人の携帯電話にそういうものを流すことの是非というのを考えたことがあるかということです。公的な緊急的な話を。そこはどのようなふうを考えているのか、大事なテーマだと思うのですが。

今は、自衛隊でもみんな携帯で隊員に緊急情報を流していますが、私は防衛省の審議会にいた時に、止めた方が良くと話をしたことがあります。個人情報保護とは少し、はずれるのですが、ポケベルではなくて、個人の携帯電話にメールで火災情報をどんどん流すことに引っかかりがあるので、そこをどう整理されているのかが1点目。

もし携帯電話を持ってない団員がいたら、それはどうしているのですか。今は皆持っているという前提の上でしょうが、持たないという人もいるかもしれないので、それはどう処理するのか。それが2点目。

3点目は、土屋委員の質問に関連するのですが、業務委託しなくても、例えば消防署が本人の了承を得た上で団員たちの携帯電話番号を把握し、CC機能なりを使ってやれば手軽にできるという気がするのですが、それを委託する意味というのは何かあるのですか。

素人考えですが、緊急時ですから消防署の人たちは対応に追われているので消防団に連絡する時間がない、あるいは人手も少ないため、委託して一気に情報を流す、スピードアップのために委託するのだという説明があれば、私達も納得します。そうすることによって、先ほど土屋委員がまさに聞きたいとおっしゃっていた、消防団員が現場に駆けつけるスピードが約10分速くなるとか、その辺の効果があるのかどうか。教えていただきたい。

#### 【危機管理担当部長】

まず、携帯の所有の関係でございます。私どものほうも個人の携帯に流すということに関しては十分考えているところでございます。例えば我々にしても災害の対応をしなければいけないという形の中で、例えば市長は災害があったときに本部長という形になりますので私どもでも、そういったところで俗に言う衛星の携帯電話であったりとか、PHSが今のところは聞こえるとか、そういった話はいろいろ聞いております。ただ、そういったものも財政的などころも正直一つございます。

また、今、全団員が携帯を持っていて、また2つ持つというところに関して、団員のほうからも1つのほうでという形のお答え等もいただいております。

**【仮野委員】**

2つというのはポケベルと携帯の2つという意味ですか。

**【危機管理担当部長】**

自分の携帯のほかに、それ専用携帯と2つを持つということです。作業もいろいろあります。当然、生業の仕事をしていながら兼ねているという状況の中で、例えば自分の携帯、さらにまた会社の携帯、さらに極端な話、消防団の運用という形になると、3つも4つも持ってというのはなかなか仕事がしづらいところもございまして。そういった総合的なご意見が出た中で、今回につきましては自分の携帯というところでご意見が団の中でもまとまっているので、今回、ご提案をさせていただいているという経過がございまして。

確かに前回、導入する際に、携帯電話を持っていない方がいたという経過があったものですので、ポケベルを導入させていただいたところからでございます。今、団員さんにつきましては、全員持っているという状況がございまして。ただ、今回4月にまた改選時期があります。そういったところで一定ポケベルも少し併用する期間があります。そういったところで団員さんが持っている、持っていないというのを確認できますので、そういったところでその状況を見て、しかるべき対応をしなければいけないと思っております。

消防署の関係でございます。まず、23区におきましては、消防署のほうで消防団員を管理しているという状況がございまして。今、多摩地区の消防署の業務につきましては、小金井市におきましては消防事務を全部委託しております。消防団の業務は市役所のほうでやるという形になります。それで、通常の日常の業務ですと、我々職員がいますので、我々のほうから情報を発信します。災害があるとしても消防署に入っていきます。消防署は24時間態勢という形になりますので、消防署のほうから一斉に情報を流していただくのが断然スピードが速いという形になります。

**【仮野委員】**

私も危機管理はいろいろ勉強しているのですが、業務委託する必要はないのではないですか。消防署で、例えばいつもは市役所でやっているようだけれども、消防署も当然ながら対応するわけだから、消防署が全ての団員のメールアドレスを確認し、コンピューターに入れて、そしてCCに入れて送信すれば、消防署で

出来るのではないかという質問です。

**【危機管理担当部長】**

まず、端的にわかりやすく言いますと、小金井市の場合、10町名があります。ですから、火災が起きれば、例えばシステム上10の町会があって、あと何丁目何番地をすぐ入れるシステムを委託して、お願いをするという考えですので、例えば、梶野町何番何時建物火災発生とかという文章を打つのではなくて、ある程度システム化されているものを委託するという形ですので、当然一個一個入力して送るよりはそのシステムを導入したほうが速いというところです。

**【仮野委員】**

なるほど。そういう説明を最初にしていただくと、よくわかると思うのですが。

**【会 長】**

よろしいですか。

**【仮野委員】**

効率的だということは理解できました。

**【篠崎委員】**

市内の災害やなんかだったらすぐつながると思うのですがけれども、私が心配していたのは、3年前の東日本大震災みたいな大規模災害のときにメールもなかなか繋がらなかったのです。子供に出したメールが5時間ぐらい後になって返事が来たとか。何か特別な回線みたいなものはあるのでしょうか、それとも全く普通の携帯の基地局から通信をすると。そのぐらいしか考えてないのでしょうか。そこら辺をお聞きしたかったのですが。

**【危機管理担当部長】**

確かに3・11震災がありまして、携帯電話のほうの通話、通信はかなり制限されて、なかなか繋がらなかったというふうに私も認識しております。家のほうにメールを送っても5時間ぐらいかかり届くかなという状況であったと思っております。前回のときはPHSがかなり有効だったという形では聞いていますけれども、今回、震災等も踏まえた中で様々な情報伝達のものできてきているのかなというところで、色々なものを複数取り入れていくということがすごく大事なのかと。どれが大丈夫だというところは、今の段階で私のほうから発言するのは難しいのかと思っております。

仮に今回、消防団でいいますと、消防団につきましても、震災におきましてオペレーターが、有効で集まったところがあります。消防団につきましても、例えばこ

の間と同じような震度5弱が発生した場合は、すぐさま詰め所に参集するという形で確認しているところでございます。

**【篠崎委員】**

ということは、別に何も特別な回線はなくて、普通の携帯のメールしかないということですね、携帯に関しては。ポケベル自体は廃止して、使わないわけですよね。そうすると、他にどのような連絡手段があるんですか。

**【危機管理担当部長】**

全員に貸与されているわけではないのですけれども、防災行政無線というものを各分団長にお渡ししていますので、もう一つの通信手段としてはそちらのほうでやろうかと思っております。

**【篠崎委員】**

防災行政無線。それは携帯式なのですね。

**【危機管理担当部長】**

携帯式の無線です。

**【篠崎委員】**

それを分団長は持っているわけですね。

**【危機管理担当部長】**

分団長と、あと簡易的な無線機というものも貸与しているところでございます。

**【篠崎委員】**

わかりました。

**【嶋田委員】**

団員に登録された方のメールアドレスは漏れないとお考えですか。私個人的にはメールアドレスというのは大体漏れて、どんどん広がっていくのですよね。

何を言いたいかという、団員の方だけに出す指令情報災害場所等なんていうのはそんなに隠すような内容ではないと思うので、いっそのこと登録した方みんなに教えてあげるぐらいの情報公開、広げたほうがよりの確な情報が伝わるのではないかと。ここのところはメールアドレスの漏れる話と、議論的にはちょっとおかしな話になるかと思うのですが、友達が消防団員にいて親しい人だったら、メールアドレスを登録したものをもう1人の人が盗むなんていうのは、今の時代皆出来るのです。ということは、漏れるのですよね。でも、情報は消防団員だけだという発想はちょっと甘いのではないかというのが1点目です。

それともう一度言いますが、もっと公開して、どこで火事があったのか、わか

るようにしたほうがより市民の安全というか、災害の場所が特定されて、より皆さんが情報を早く知って、効果があるのではないかと。そういう意見と要望です。

**【会 長】**

ただいま嶋田委員から、建設的な意図を持ってご発言がありましたので、担当課、何かあればお答えください。

**【危機管理担当部長】**

まず、ご通知する住所なのですけれども、必ずしも火災現場とは限らないです。119番通報された方に住所はどこですかとか聞くのですけれども、必ずしも火災現場とイコールではないというケースがございます。それと今は第三者、要は知りたい方というところはあるかと思うのです。そこはご意見という形になるかと思えます。ただ、実際その情報を知った場合、今度それがどうなったのかというところまで多分波及してくるケースはあるのかというところもありますので、これは今日のご意見として今後の検討というところにさせていただきたいと思えます。

**【会 長】**

いろいろありますが、たくさんのご発言が出ましたが、この諮問について他に御質問、御意見ありますか。なければ、これを承認いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の諮問事項の説明に早速移ってください。

**【総務課長】**

次に諮問の6ページ、諮問第18号「小金井市民交流センターチケット販売システムについて」、9ページ、諮問第20号「小金井市民交流センターチケット販売システムのオンライン接続について」、関連しておりますので一括して説明いたします。コミュニティ文化課の案件です。

10ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

本年度の第1回でお諮りしております既存の友の会管理システムについて、これまで交流センターでしかチケットの受け取りができなかったものを本システムを導入することによって交流センターのホームページ上でチケットの予約ができるようにし、コンビニ等でもチケットの受け取りが可能になるように内容を一部変更し、新規の一般購入者管理システムと統合し、チケット販売システムとしたことから、条例第14条によるシステム、条例第15条によるオンライン接続の変更について諮問するものでございます。

個人情報の内容は各諮問の個人情報の記録項目になります。

恐れ入りますが、保有届にお戻り下さい。10ページ、届出番号13-35「小金井市民交流センターチケット販売システム」変更届になります。

個人情報の内容につきましては、諮問第18号の個人情報の記録項目と同様となります。

**【会長】**

御質問、御意見ございますか。

**【篠崎委員】**

コンビニ等でも受け取りが可能になって非常に良いと思います。1つお聞きしたいのですが、個人情報の記録項目で「趣味・し好」が加わっているのですが、これはなぜ、どういう理由で「趣味・し好」が必要なのでしょう。今まではなかったですよ。

**【文化推進係主事】**

本件は市民の方々の趣味・嗜好を一定把握して、今後の交流センターの運営をよりよいものにするため、市民の求める公演を行うために統計として取得するのでございます。

なお、「趣味・し好」に関しては任意の選択項目になりますので、「趣味・し好」については答えないということも可能でございます。

**【篠崎委員】**

そうすると、「趣味・し好」だけが任意なのですか。今、任意の選択項目ということだったんですが、氏名、性別は当然書いてきて、「趣味・し好」だけは任意ですという考え方でいいですか。

**【文化推進係主事】**

ファクシミリ番号等をお持ちでない方もいらっしゃいますので、そういったところもあるかと思います。他に關しては必須という形になります。

**【篠崎委員】**

わかりました。

**【仮野委員】**

以前「趣味・し好」について言及したことがありましたよね。私は質問した記憶があるんですが、それは今説明があったとおりに、これから出し物の参考にするんだということを聞いたことがあります。あれは何の時でしたか。

**【文化推進係主事】**



前回、公演に関してアンケートを行ったときのご質問だったかと記憶しております。

【仮野委員】

やはり、「趣味・嗜好」を聞くと、色々と役立つのですか。

皆さん方が、公演をやったり、出し物をしたりする時には参考になるのですか。

【文化推進係主事】

参考にさせていただいています。

【仮野委員】

了解しました。

【嶋田委員】

細かいところですけども、ファックスとファクシミリって、用語が違っているんですけども、同じものですよ。できれば統一をしたほうがきれいに見えるかと思うのです。

【総務課長】

今後気をつけさせていただきます。

【亀山委員】

少し関係ないと思うのですが、これは受け取ることが簡単になったという、皆さんにとって興味があって、「趣味・嗜好」などを聞かれて、逆に市民交流センターのほうから皆さんにこういうことがありますよというものを発送することも出てくるのでしょうか

【文化推進係主事】

友の会の会員の方々には毎月1回会報を送付しております。

【亀山委員】

友の会の方のみということですね。それ以外の方にそういったものはお知らせすることは無いということですね。

【文化推進係主事】

はい。

【亀山委員】

わかりました。

【会 長】

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

諮問の36ページでございます。諮問第23号「小金井市地球温暖化対策地域推進計画改定支援委託について」でございます。環境政策課の案件です。

37ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

平成22年3月に策定した小金井市地域温暖化対策地域推進計画について、平成26年度に改定する予定です。

40ページを御覧下さい。網かけした箇所が個人情報を扱う部分になりますが、温室効果ガスに係る現況調査を補完するため、無作為抽出した市民2,000人に対して記名式の市民アンケートを行い、回収したアンケートから市民の現状認識及び地球温暖化に向けた取り組み実態等を把握するための業務を委託したいことから、条例第27条により諮問するものでございます。

個人情報の内容は諮問の個人情報の項目になります。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

**【亀山委員】**

委託業務を受けた方はどんな業務を請け負われるのでしょうか。

**【環境政策課副主査】**

現行の地球温暖化対策地域推進計画についてのアンケートをとらせていただいて、現在の現況把握、現在の課題等を抽出しまして、それを残りの計画期間に生かしていくための施策を立案してもらおうということが業者さんに委託することになっています。そのためにアンケートをとって、そのアンケートの中から現在の課題を抽出するために委託しております。

**【亀山委員】**

アンケートをもとに立案して、それを生かしていくわけで、その内容を把握して生かすために、委託業者の方がそれをなさるといことですか。

**【環境政策課副主査】**

返していただいたアンケートを集計しまして、それに基づいて現在の計画の至らないところを洗い出したり、また今後、こういう対策を立てていったら、温室効果ガスの排出削減につながるんじゃないかというような案とか計画を出したり、残りの計画期間に生かしていくための新しい改定計画が出来上がると思うんですけども、それを委託するという感じですね。

【亀山委員】

要するに一般市民の方々が出した回答が、次に改定することによって役立つということなのですか。

【環境政策課副主査】

そうです。

【亀山委員】

それを見て、専門の方がもっとこうしたらいいよねということを考えられるということですか。

【環境政策課副主査】

そうです。

【亀山委員】

そこに市の方は何も介在されないということ。

【環境政策課副主査】

もちろんその中で私たちも一緒に考えながらやっていきますので、その為のコンサルをしてもらう形になります。

【仮野委員】

環境政策課が新しい計画を練り直す上で市民の意見を聞いてみたいとってアンケート調査する。そのアンケート調査の、項目を選んだり、質問項目を選んだり、あるいは詳細を送ったり回収したり、分析まで委託すると。その分析結果を環境政策課は見て、次の計画を練り直す上での参考にするという意味ですね。

【環境政策課副主査】

はい。

【仮野委員】

自分たちだけで考えられないから、市民の意見を聞くという。

【亀山委員】

アンケートの調査の対象人数が少ないと思いました。

【仮野委員】

アンケート調査というのは、数が多ければ確実な意見が吸収されるわけでもないです。2,000人とれば大体大丈夫なのですよ。

【亀山委員】

でも、地域がいろいろありますから、そこはどのような抽出方法をなさるのか。

【仮野委員】

そこは当然、調査地点などもかなり考えて選ばれると思います。

**【会 長】**

他にございますか。

**【植草委員】**

そもそも論になってしまいますが、アンケート調査の対象が市民2,000人、その他法人、教育界ということなのですから、この市民2,000人について個人情報になるものをいただく必要があるのか。この調査の目的というか、その利用勝手のところを含めて、別に名前はなくてもよいのではないですか。ただ、そういった項目がないと適当に答えられてしまうといった部分があるからなのか、その辺をお聞きしたいです。

**【環境政策課副主査】**

個人情報といたしましては、アンケートを郵送する際に必要な宛名ラベルをつくるためのお名前と住所を書いて、アンケートにつきましては無記名です。

**【植草委員】**

調査票の中身はそうなっているのですね。

**【環境政策課副主査】**

はい。ラベル作成のための個人情報でございます。

**【植草委員】**

わかりました。

**【会 長】**

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に諮問の41ページ、諮問第24号「障害者総合支援・介護保険一拠点集約化システム業務委託について」でございます。自立生活支援課及び介護福祉課の案件でございます。

42ページから資料をおつけしておりますので御覧下さい。

現在、障害福祉及び介護保険の施策に関する給付事務については、各都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会において行われ、小金井市においても東京都国民健康保険団体連合会の審査支払システムに接続しているところです。

他方で、こうした福祉政策にかかわる給付は年々著しい増加を示しており、団

塊の世代が高齢化し、障害対応の諸サービスを利用し始めるに至っては、現在と比べ膨大な数のデータ処理が必要となることが予想されております。

こうした状況に対し、都道府県単位の国民健康保険団体連合会で対処することは財政的にも技術的にも限界があり、また各都道府県単位の国民健康保険団体連合会が現状で使用しているシステムも開発がそれぞれ異なるために、それぞれに十分な互換性がなく、国家施策としての福祉行政を検討する上のデータを解析処理することもできない状況にありました。

以上のような背景に対し、国主導で障害福祉及び介護保険の給付に関するデータ処理について全国一元化を行うこととなり、都道府県単位の国民健康保険団体連合会が会員となって設立された国民健康保険中央会が設置主体となる共同電算センターを設け、介護保険については支払い済みの過去の給付情報や統計資料の作成、給付適正化に係るデータ処理を実施することが予定されていることから、変更に伴う障害者自立支援給付及び介護保険給付の審査支払事務の委託先に関する変更とその内容について、条例第27条により諮問するものでございます。

秘密保持契約書については58ページに、システムのネットワークの概要図は69ページに、また、参考に72、73ページには本審議会にお諮りした資料をおつけしております。

個人情報の内容は62ページから68ページの項目になります。

**【会長】**

御質問、御意見ございますか。

**【亀山委員】**

年金の記録と同じように、これからまた入力をし直すわけですか。入力をして、そして2つのデータをまとめて、そうするとバックアップ機能の心配とか、そういうものはどこがチェックしていくのでしょうか。

**【介護福祉課長】**

こちらの今回提出させていただいたシステムにつきましては、資料の69ページのネットワーク全体概要図を御覧ください。

先ほどご説明したとおり、これまで各東京都内の市町村と東京都の国保連合会の間で情報のやりとりをしておりまして、東京都が国保連合会のほうにさまざまなデータを持ち、給付等のサービスについての処理をしていただいていたところです。そのデータの一部を、今度は下図の国保中央会の管理対象というところの一部移して、実際に行う処理につきましては今までと変わらないところですが、

データの管理等につきまして、一部全国版のサーバ等に移すということで考えているところでございます。

**【亀山委員】**

全国的なところに入れて、これはセキュリティが確かだから安心ということではよろしいのですか。

**【介護福祉課長】**

先ほどお答えが一部足りなかったかと思えます。最初に各都道府県レベルで持っているデータを全国の中央会に移す際には、暗号機能付きの外づけハードディスクを共同運用センターに輸送するという内容につきましても、きちんと安全対策がとられるというお話をいただいております。

**【会 長】**

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に、諮問書の74ページ、諮問第25号「小金井市高齢者緊急短期入院支援事業委託について」、介護福祉課の案件です。

76ページから資料をおつけしておりますので御覧下さい。

高齢者緊急短期入院支援事業は、養護者から虐待を受けている等により在宅での療養が困難な高齢者で、かつ通常の入院手続により入院できない方を在宅での療養または通常の入院が可能になるまでの間に限り、委託医療機関に入院させることで、必要な治療を受けながら保護することを目的とし、市で申込書の提出を受け、入院先医療機関に委託の際に情報提供しております。通常、老人保健施設や特別養護老人ホームのベッドを用いて行われる特別短期生活介護、いわゆる緊急ショーステイの医療機関版であり、医療機関と委託契約を結ぶことから、条例第27条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容は、諮問の75ページの個人情報の記録項目になります。

恐れ入りますが、保有届にお戻り下さい。7ページ、届出番号27-96「小金井市高齢者緊急短期入院支援事業利用申込書」になります。

様式類集につきましては24ページに書式を載せてございます。

個人情報の内容につきましては、諮問の個人情報の記録項目と同様になります。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

最後の案件になります。諮問の81ページ、諮問第26号「小金井市貫井北センター事業運営委託について」、図書館及び公民館の案件です。

82ページから資料をおつけしておりますので御覧下さい。

市では平成26年4月1日から、図書館と公民館を中心とした社会教育施設である市内4つ目の地域センターとして貫井北センターを開設準備中ですが、市民ニーズや地域課題の多様化に伴い、柔軟性に富んだきめ細かい公共サービスの提供が求められる現在、市民にとって本当に利用しやすいセンター運営を行うために行政だけでなく、事業者、NPO、ボランティア団体、大学、一般市民等が力を合わせて協働していくことが必要であり、市民協働、公民連携のもとに設立されるNPO法人に事業運営委託する予定としていることから、条例第27条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容は諮問の個人情報の記録項目になります。

また、97ページを御覧下さい。本、市民協働、公民連携のもとに設立されるNPO法人に対して、貫井北センター開設準備に向けて、図書館、公民館業務を受託する上で、最低限必要な日常業務を習得することを目的に、2月から3月末にかけて図書館と公民館に職員を派遣し、研修を実施する協定を結ぶ予定でございます。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

**【渡瀬委員】**

最後にNPO職員派遣というのがありましたけれども、貫井北センターが初めてNPO法人の対象になるのか、それともそうではないのですか。

**【公民館長】**

公民館、図書館の社会教育施設としては、NPOに運営委託することは初めてでございます。ですので、職員の派遣に関する協定につきましても初めてでございます。

**【渡瀬委員】**

なぜ貫井北をそうしたのですか。これはどういう意図があってそういうように

したのか。

**【公民館長】**

平成21年ごろ貫井北地域センターの建設に着手する際、この社会教育施設は委託等も含め検討しようというお話がございました。公民館運営審議会や図書館協議会へ諮問をして、NPOでやりたいというお話をさせていただいて、行政の責任で行っても構わないという答申が出たところでございます。そして、最近では、第4次基本構想、第3次行財政改革において、これからの行財政運営を市民も含め市民協働、公民連携で行っていくという方針をいただいておりますから、その関係から直営も検討する中で、委託、NPO、指定管理等々を検討した結果、このような形で今回やらせていただきたいと思っております。

**【土屋委員】**

これも個人情報についての細かい話なのですが、委託処理する個人の情報の項目で、利用者の氏名、住所、電話番号、そこまではわかるのですが、生年月日がどうであれ、勤務先がどうであれ、学校名がどうであれ、あまり関係ないと思うのです。必要最小限の情報でも、個人情報の保護という観点からは少なければ少ないほどいいと思うのです。

例えば図書館でいえば、武蔵境の前に最近新しい大きな図書館ができましたよね。私もカードを作りましたが、氏名と住所と電話番号ぐらいしか書かなかつたかなと思うのですが、特に何かどうこうすることがなかつたら、こういう委託や個人情報の保護という観点からは、できるだけ必要最小限の情報にしたほうが良いように思うのですが、いかがでしょうか。

**【会 長】**

ただいまの土屋委員のご発言は、本市の個人情報保護並びに情報公開条例の精神が、こういう個人情報を機関が収集する場合、必要最小限のものを求めるべきである旨の精神が条例そのものに求められているわけでございますので、我々関係者がシステム設計をする場合には、当市の憲法である条例に準拠して、その精神を受け継いでシステム設計といいますか、制度設計をすべきだと思っております。

しかし、ただいまそれをご承知の上であえてご質問がございましたので、担当課からわかりやすい説明をしていただきたいと思います。

**【図書館長補佐】**

こちらの項目については主に図書館のことでございますので、お答えさせていただきます。



利用者名、住所、電話番号、生年月日、ここまでは利用者登録をする際の二重登録チェック、あとはカードの同姓同名とか、この方と特定するための最低限の項目でございます。勤務先名と学校名につきましては、市内在住、在勤、在学という区分のサービスがありまして、リクエストサービスというところに関わるのですけれども、そういったところで在勤者の方の勤務先名を書いていただきます。学校名についてもそのような感じです。

あと、メールアドレスにつきましては、書いていただくわけではないのですが、カードを交付した後に予約サービスとか、自分の個人情報を見る際とか、メールアドレスを登録していただくと、それがメールで通知がいくということで、それは紙には書いていただかないのですが、画面に入力していただくということで管理させていただいております。ですので、これが最低限の項目と思っております。

**【土屋委員】**

わかりました。

**【会 長】**

他にございますか。

**【渡瀬委員】**

その先にある銀行口座というのは何で必要なのかなと。

**【公民館長】**

こちらは個人に講座の講師を依頼するわけですけれども、その際、住所、電話番号、あと講師の謝礼金を支払う銀行口座をお申し出いただきます。それも業務の一環のうちでございますので、これが入ってくるということでございます。

**【渡瀬委員】**

利用者氏名の後ろにポチがあるけれども、これコロンにするとわかりやすいですよね。それから、講師氏名の後ろのポチもコロンにするととってもわかりやすいですね。それから、企画実行委員氏名の後ろもコロンにすると。そうすれば、これが何のことかわかる。これは書き方が少しまずいです。そこのところを質問したかったのですが。

**【会 長】**

ただいま渡瀬委員が貴重なご意見を述べられましたので、担当課におかれましてはよりわかりやすく、簡潔にして要を得た書式設定、制度設計を重ねて会長からもお願い申し上げます。その件は渡瀬委員、よろしいですか。

他にございますか。

**【亀山委員】**

今度NPOになって、とても楽しみにしているのですけれども、公民館と図書館ですから、地域を巻き込んでということはたくさんの個人情報が入るNPOのもとに集まってくると思うのです。2つのところが担当部署となっていますけれども、この監督をされる2つの部署がいろいろなことをチェックしていかれるのでしょうか。そして、いろいろな部署に集まってきました個人情報を、時々どなたかが適正に扱われているかということもチェックされていかれるのでしょうか。

それともう一つ、NPO法人ですから、会員を募りますよね。NPOの運営ですから、NPOの会員を募集されますよね。その会員さんの名簿などの責任は市のほうなのか、それともNPO独自で責任を負うのか。

**【公民館長】**

前段のご質問は、図書館、公民館がチェックをしてまいりたいと思っています。

2番目の質問ですけれども、会員の名簿というのはNPOの会員の名簿のことをおっしゃっているのかと思いますけれども、そちらはあくまでもNPO側で管理をしていただく形になると思います。

**【亀山委員】**

人数が少ない中でどれだけ市のほうが責任を持って対処していただけるのか。個人情報の扱いについて、NPOの方々に全て委託をしていますけれども、それを定期的にチェックする方法というのはどのように考えていらっしゃいますか。

**【公民館館長】**

これからお互いに個人情報に関する研修も定期的に行っていかなければならないと考えています。NPOの職員も当然入れかわり等があるでしょうし、この仕様書にもうたっていますけれども、お互いにそういった研修を用いて認識していくということを、今後も常にやっていきたいと思っています。

**【亀山委員】**

スタートが大事なので、よろしくお願いいたします。

**【会 長】**

他にございますか。

**【渡瀬委員】**

101ページの第18条で、「受託者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない」と出ています。2項で「受託者は、苦情を受けたときは、直ちに委託者に報告するとともに、適宜、処理経過を報告

しなければならない」ということで、これはこのもの自体は協定書というか、個人情報取り扱いの共通資料ということになっているのですが、具体的にはここは図書館長に対してということでもいいのですか。

どこに報告するのかというのが、これは共通資料だから、漠然としているわけです。この特記事項の資料の18条で、具体的に今回の場合はだれですかということ聞いています。

**【図書館長補佐】**

図書館に関することは図書館長です。

**【渡瀬委員】**

ということは、公民館関係はまた別ということですか。

**【公民館長】**

はい、公民館のほうになります。

**【渡瀬委員】**

そうすると、そこら辺はうまくいくのかな。

共通資料という、非常に安易な文章にしてしまったために、具体的に責任がどこにあるのかが今回の諮問を見ていてわからないじゃないですか。個人情報を管理するというのがある。

**【仮野委員】**

欄外の諮問共通資料というのはどういう意味でしょうか。

**【総務部長】**

契約等を実施する際に個人情報がある場合には、必ず契約にこういう特記事項というのを重ねて締結しておりますので、個人情報を所管している課が報告を受けるような形になります。

**【仮野委員】**

それで共通としたわけですか。

**【総務部長】**

共通という意味です。

**【仮野委員】**

何の契約でも共通しているという意味になのでしょうか。

**【総務部長】**

個人情報の取り扱いが含まれるような契約に関しましては、このような形で特記事項というのを重ねて載せております。

**【仮野委員】**

そうすると、この場合の委託者は、各々の業務における個人情報に関するトラブルの報告先については、図書館長及び公民館長になることでのいいのですか。

**【総務部長】**

そのまま当該事業に関する個人情報を所管する課が報告先となります。

**【会 長】**

他にございますか。特にないようですので、この案件について承認させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の全ての報告、諮問事項についての審議は終了とさせていただきます。

それでは、本日の日程のその他に移らせていただきます。

まず、事務局から、その他の報告等の説明を早速お願いいたします。

**【総務課長】**

本日、前回から訂正させていただきました委員名簿をお配りしておりますので、ご確認をいただきたいということと、次回の日程でございますが、会長と調整させていただきますまして、5月29日木曜日、次回会議室をとっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**【会 長】**

次回の日程について、会議室の関係で平成26年5月29日木曜日と提案がございましたが、よろしいでしょうか。

午後6時、定刻開始となります。そのことを含めましてご承認いただければ、次回は平成26年5月29日木曜日午後6時から、当801会議室で開催いたしたいと存じますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます

本日は季節が大寒という1年で一番寒いけれども、この時期にご多用中の中、各委員は夜遅くまで熱心に慎重審議を重ねていただきましたことを会長からも厚く御礼申し上げます、これをもちまして本日の審議会の全ての審議を終了いたし、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —